



# 鳥取県公報

平成13年 3月30日(金)  
号外第46号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

公 告 鳥取県の給与等の状況(職員課)..... 1

## 公 告

鳥取県の給与等の状況を次のとおり公表する。

平成12年 3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県の給与等について

### 1 人件費の状況(普通会計決算)

区 分	住民基本台帳人口 (平成12年3月末現在)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B / A (全国平均)	平成10年度 の 人 件 費 率
平成11年度	617,825人	457,145,212千円	2,952,072千円	108,015,408千円	23.6% (30.0)	23.1%

(注)人件費には、特別職に支給される給料、報酬等を含む。

### 2 職員給与費の状況(普通会計予算)

区 分	職 員 数 A	給 与 費				1人当たり給与費 ( B / A )
		給 料	職 員 手 当	期 末 ・ 勤 勉 手 当	計 B	
平成12年度	11,633人	50,699,242千円	9,568,354千円	21,899,152千円	82,166,748千円	7,063千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
2 給与費は、2月補正後の予算に計上された額である。

### 3 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況(平成12年4月1日現在)

区 分	一 般 行 政 職			警 察 職			小 ・ 中 学 校 教 育 職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
鳥取県	348,683円	420,913円	40.3歳	398,793円	516,403円	44.1歳	382,722円	425,821円	40.8歳
国	326,106円		39.9歳	345,871円		41.3歳	376,007円		39.8歳

区 分	高等学校教育職			現 業 職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
鳥取県	392,028円	439,272円	41.6歳	350,783円	388,054円	42.8歳
国	403,194円		42.0歳	289,315円		47.9歳

4 職員の初任給の状況（平成12年4月1日現在）

区 分		鳥 取 県		国	
		初 任 給	採用2年後	初 任 給	採用2年後
一般行政職	大学卒	174,400円	188,900円	174,400円	188,900円
	高校卒	141,900円	151,800円	141,900円	151,800円
警 察 職	大学卒	190,000円	215,100円	190,000円	207,500円
	高校卒	160,200円	181,300円	160,200円	174,100円
小・中学校 教 育 職	大学卒	195,300円	210,100円	195,300円	210,100円
	高校卒	150,600円	164,400円	150,600円	164,400円
高 等 学 校 教 育 職	大学卒	195,300円	210,100円	195,300円	210,100円
	高校卒	150,600円	164,400円	150,600円	164,400円

5 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成12年4月1日現在）

区 分	経験年数	10 年	15 年	20 年	30 年	40 年 (大卒は35年)
		一般行政職	大学卒 292,758円	338,341円	406,323円	455,397円
	高校卒	227,070円	292,969円	341,988円	424,538円	471,890円
警 察 職	大学卒	- 円	- 円	392,433円	477,466円	523,000円
	高校卒	253,775円	303,518円	345,917円	457,081円	514,169円
小・中学校 教 育 職	大学卒	315,376円	363,108円	405,958円	491,918円	512,297円
	高校卒	- 円	- 円	- 円	- 円	- 円
高 等 学 校 教 育 職	大学卒	324,689円	375,842円	420,875円	490,708円	511,441円
	高校卒	240,344円	- 円	- 円	- 円	- 円
現 業 職	大学卒	- 円	- 円	- 円	- 円	- 円
	高校卒	224,900円	286,492円	337,543円	415,154円	463,457円

（注）経験年数とは、採用後の年数に採用前の職歴などの期間を県職員の期間として換算した年数を加算したものである。

6 一般行政職の級別職員数の状況（平成12年4月1日現在）

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級	計
標準的な職務内容	主事、 技師	主事、 技師	主事、 技師	係長、 主任、 主事、 技師	係長、 主任	課長補 佐、係 長、主 任	課長補 佐、主 査	課長、 主査	課 長	次 長	部 長	
職 員 数	30人	211人	392人	365人	595人	523人	398人	299人	95人	26人	12人	2,946人
構 成 比	1.0%	7.2%	13.3%	12.4%	20.2%	17.8%	13.5%	10.1%	3.2%	0.9%	0.4%	100.0%
1 年 前 の 構 成 比	1.4%	7.8%	12.5%	12.8%	19.4%	17.9%	15.4%	8.5%	3.1%	0.8%	0.4%	100.0%

5年前の構成比	3.5%	11.2%	14.1%	13.7%	12.7%	20.4%	13.0%	8.4%	1.8%	0.8%	0.4%	100.0%
---------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	------	------	------	--------

(注) 1 職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名である。

7 昇給期間短縮の状況

区 分	全 職 種	一般行政職	警 察 職	小・中学校 教 育 職	高 等 学 校 教 育 職	現 業 職
平成11年度	11,750人	3,113人	1,128人	3,779人	1,720人	482人
	3,100人	1,159人	302人	513人	382人	231人
	26.4%	37.2%	26.8%	13.6%	22.2%	47.9%
平成10年度	11,816人	3,118人	1,126人	3,812人	1,725人	501人
	2,481人	780人	239人	604人	303人	95人
	21.0%	25.0%	21.2%	15.8%	17.6%	19.0%

(注) 「昇給期間の短縮」とは、主として職員の勤務成績が特に良好である場合等に、各任命者ごとの職員の定数の15%の人数又は月数の範囲内で行っている特別昇給による昇給期間の短縮のことをいう。(現在、15%を超える部分については、人事委員会の承認を得て行っている。)

8 職員手当の状況

区 分	鳥 取 県	国
期 末 手 当 勤 勉 手 当	(平成12年度支給割合) 6月期 1.45月分 (1.25) 12月期 1.75月分 (1.55) 3月期 0.35月分 計 3.55月分 (3.15) ( )内の数値は、次長級以上の職員の支給割合 職制上の段階、職務の級等による加算措置 有	(平成12年度支給割合) 6月期 1.45月分 (1.25) 12月期 1.6月分 (1.4) 3月期 0.55月分 計 3.6月分 (3.2) ( )内の数値は、行政(一)9級相当以上で俸給の特別調整額の区分が種又は種の職員の支給割合 職制上の段階、職務の級等による加算措置 有
	(支給率) 勤続20年 21.0月分 勤続25年 33.75月分 勤続35年 47.5月分 最高限度額 60.0月分 1人当たり平均支給額 2,344千円 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~25%加算)平成15年3月31日までの特例措置。それ以降は国と同じ 退職時特別昇給 10年以上20年未満勤続 1号給 20年以上勤続 2号給	(支給率) 勤続20年 21.0月分 勤続25年 33.75月分 勤続35年 47.5月分 最高限度額 60.0月分 1人当たり平均支給額 30,143千円 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~20%加算) 退職時特別昇給 20年以上勤続 1号俸
調 整 手 当	支 給 対 象 地 域 ( 支 給 対 象 機 関 等 )	特 別 区 大 阪 市 ( 東 京 事 務 所 ) ( 大 阪 事 務 所 ) 異 動 保 障
	支 給 率	12 % 10 % 1 ~ 12%

(平成12年4月1日現在)	支給対象職員数		24人	11人	57人
	国の制度(支給率)		12%	10%	1~12%
	支給対象職員1人当たり平均支給年額(平成11年度)		424,317円		
特殊勤務手当 (平成11年度)	職員全体に占める手当支給職員の割合		40.6%		
	支給対象職員1人当たり平均支給年額		80,200円		
	手当の種類(手当数)		67		
	代表的な手当の名称	支給額の多い手当	夜間看護等手当、医療業務手当、教育業務連絡指導手当、犯罪捜査手当、病院業務手当		
多くの職員に支給されている手当		教育業務連絡指導手当、夜間看護等手当、病院業務手当、教員特殊業務手当、夜間特殊業務手当			
時間外勤務手当	平成11年度	支給総額	2,003,831千円		
		職員1人当たり支給年額	171千円		
	平成10年度	支給総額	2,011,937千円		
		職員1人当たり支給年額	170千円		

(注)退職手当の1人当たり平均支給額は、平成11年度に退職した警察職及び教育職を除く一般職員に支給された平均額である。

(平成12年4月1日現在)

区分	内 容		国の制度との異同	国の制度と異なる内容
	対象職員	支給月額		
扶養手当	扶養親族として配偶者、子等を有する職員	配偶者	16,000円	同じ
		配偶者以外の扶養親族のうち2人	6,000円	
扶養親族でない配偶者がある職員の扶養親族のうち1人	6,500円			
配偶者のない職員の扶養親族のうち1人	11,000円			
その他の者	3,000円			
		15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1人につき5,000円を加算	
住居手当	住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員又は自宅に居住している世帯主である職員	借家・借間居住者	家賃の額に応じ、最高27,000円まで支給	異なる
		自宅居住者	2,500円	
		単身赴任手当受給者で配偶者の居住する借家・借間を借り受けている者	借家・借間居住者の例により算出した額の2分の1に相当する額	
通勤手当	交通機関等を利用し又は自動車等を使用して通勤している職員	交通機関等利用者	運賃等の額が45,000円以下の者.....運賃等の額 運賃等の額が45,000円を超える者..... 45,000円+(運賃等の額-45,000円)×1/2 <最高限度額 50,000円>	異なる
		自動車等使用者	通勤距離に応じ、2,200円~46,400円を支給	
		公署を異にする異動等に伴い特別急行列車等を利用することとなった職員	1か月の特別急行料金等の2分の1の額(2万円を限度)を加算	

9 特別職の報酬等の状況(平成12年4月1日現在)

区 分	給料・報酬月額	期末手当(平成12年度支給割合)	
知 事	1,285,000円		
副 知 事	1,005,000円	6月期	1.45 月分
出 納 長	845,000円	12月期	1.75 月分
議 長	960,000円	3月期	0.4 月分
副 議 長	835,000円	計	3.6 月分
議 員	780,000円		

10 職員数の状況

鳥取県の職員数は、鳥取県職員定数条例及び鳥取県警察職員定員条例で上限が定められており、その範囲内で職員を配置しています。

近年の職員数の状況を見ると、鳥取環境大学の設立準備や、国民文化祭の開催準備などの業務が増加する一方、全国高等学校総合文化祭の終了や事業の見直し等により、全体として減少しています。

これら職員の配置については、毎年、組織体制の見直しと併せて、効率的・機能的に業務ができるよう見直しを行っています。

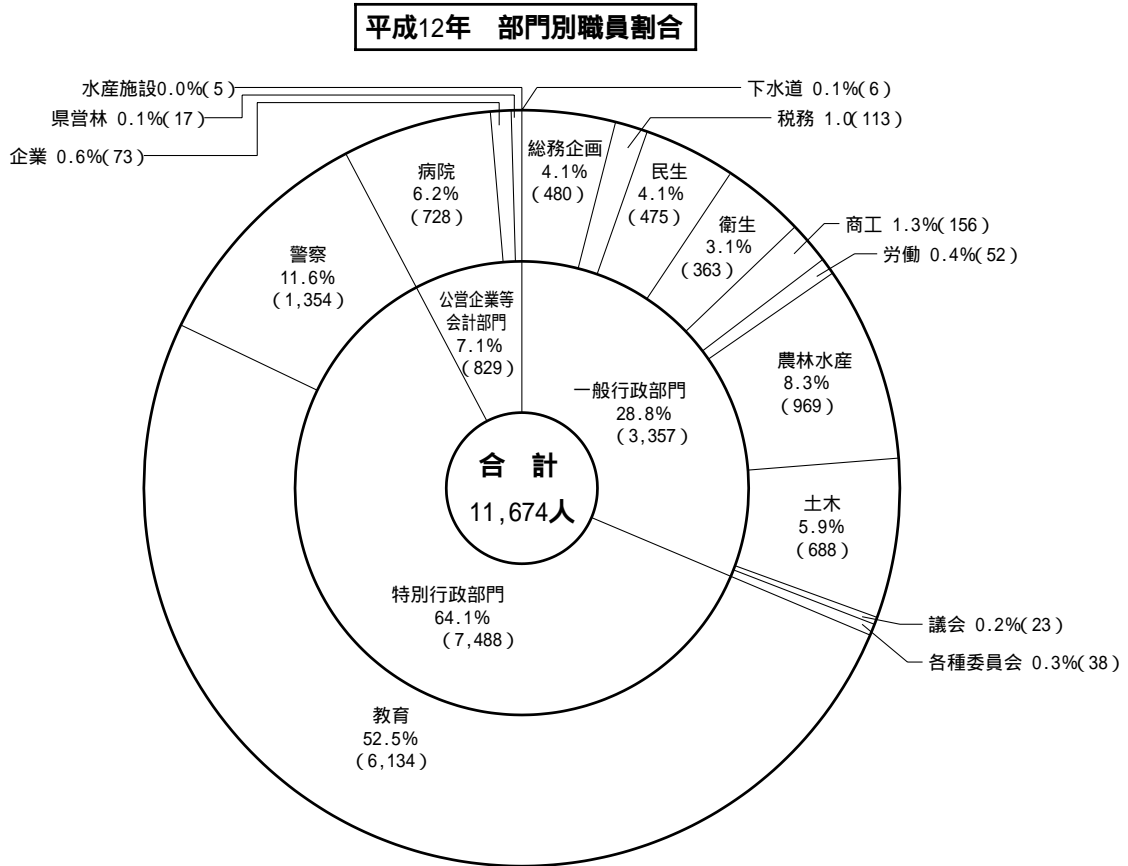
(1) 部門別職員数の状況(各年4月1日現在)

区 分		職 員 数				
部 門		平 成 8 年	平 成 9 年	平 成 10 年	平 成 11 年	平 成 12 年
一 般 行 政 部 門	総 務 企 画	478( 13 )	477( 1 )	448( 29 )	455( 7 )	480( 25 )
	税 務	120( 5 )	119( 1 )	119( 0 )	117( 2 )	113( 4 )
	民 生	485( 3 )	483( 2 )	486( 3 )	485( 1 )	475( 10 )
	衛 生	370( 3 )	370( 0 )	365( 5 )	361( 4 )	363( 2 )
	商 工	145( 5 )	150( 5 )	159( 9 )	156( 3 )	156( 0 )
	労 働	48( 6 )	49( 1 )	49( 0 )	49( 0 )	52( 3 )
	農 林 水 産	1,024( 13 )	1,020( 4 )	1,016( 4 )	1,003( 13 )	969( 34 )
	土 木	721( 5 )	710( 11 )	707( 3 )	696( 11 )	688( 8 )
	議 会	20( 1 )	20( 0 )	21( 1 )	21( 0 )	23( 2 )
	各 種 委 員 会	36( 1 )	36( 0 )	36( 0 )	37( 1 )	38( 1 )
計		3,447( 23 )	3,434( 13 )	3,406( 28 )	3,380( 26 )	3,357( 23 )
特 別 行 政 部 門	教 育	6,269( 12 )	6,263( 6 )	6,234( 29 )	6,196( 38 )	6,134( 62 )
	警 察	1,338( 1 )	1,344( 6 )	1,347( 3 )	1,349( 2 )	1,354( 5 )
	計	7,607( 13 )	7,607( 0 )	7,581( 26 )	7,545( 36 )	7,488( 57 )
普 通 会 計 計		11,054( 10 )	11,041( 13 )	10,987( 54 )	10,925( 62 )	10,845( 80 )
公 営 企 業 等 会 計 部 門	病 院	729( 6 )	730( 1 )	730( 0 )	726( 4 )	728( 2 )
	企 業	73( 0 )	73( 0 )	72( 1 )	72( 0 )	73( 1 )
	県 営 林	17( 0 )	17( 0 )	17( 0 )	17( 0 )	17( 0 )
	水 産 施 設	5( 0 )	5( 0 )	5( 0 )	5( 0 )	5( 0 )
	下 水 道	6( 1 )	6( 0 )	6( 0 )	6( 0 )	6( 0 )
	計	830( 5 )	831( 1 )	830( 1 )	826( 4 )	829( 3 )
合 計		11,884( 15 )	11,872( 12 )	11,817( 55 )	11,751( 66 )	11,674( 77 )

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数であり、鳥取県職員の身分を有する休職者、派遣職員等を含み、臨時又は非常勤職員を除いている。  
 2 ( )内は、対前年の増減数である。  
 3 教育部門には、教育長を含む。

平成12年の状況を部門別にみると、教育部門が最も多くなっていますが、これは県立の高等学校等の教員だけでなく、法律によって市町村立の小中学校の教員の給与を県が負担するようになってきていることによります。

また、一般行政部門の内訳をみると、現場の第一線で働く技術職員を多く配置していることから農林水産部門及び土木部門の職員割合が高くなっています。



(2) 部門別職員数の増減状況と主な増減理由 (平成12年4月1日現在)

部門	増減	主な増減理由
一般行政部門	総務企画	25 秘書課の廃止による減等、国民文化祭準備業務の増等
	税務	4 特別地方消費税の廃止に伴う業務の減等
	民生	10 皆成学園の業務見直しによる減等、障害福祉制度改革業務の増等
	衛生	2 環境化学物質対応業務の増等
	商工	0 公社・事業団等派遣職員による減等、観光宣伝体制強化による増等
	労働	3 職業安定課の廃止による減等、雇用政策推進体制強化による増等
	農林水産	34 出合いの森整備業務の終了による減等、水産振興体制強化による増等
	土木	8 下水道課の廃止による減等、姫路鳥取線用地取得業務の増等
	議事	2 法制・情報公開体制強化による増
	各種委員会	1 欠員補充による増
計	23	
特別行政部門	警察	62 児童・生徒数の減少に伴う減等、妻木晩田遺跡整備業務の増等
	計	57
普通会計計	80	
公営会計	病院	2 機械化に伴う業務の減等、救命救急センター体制強化による増等
	企業	1 欠員補充による増
	営林	0

企 業 部 門 等	水 産 施 設	0
	下 水 道	0
	計	3
合 計		77

